



発行 新潟県

号外 1

令和元年12月27日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 30 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(行政改革・評価室)
- 31 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(財政課)
- 32 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例(医務薬事課)
- 33 新潟県内水面水産試験場手数料徴収条例(水産課)
- 34 建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例(建築住宅課)
- 35 新潟県流域下水道事業の設置等に関する条例(下水道課)
- 36 新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例(組織犯罪対策第二課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第30号）

- 1 市町村に移譲する事務に関する規定の整備
地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づき、市町村に移譲する事務に関する規定を整備することとしました。(別表関係)
- 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第31号）

- 1 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備
新潟県行財政改革行動計画に基づく歳入確保策の一環として、使用料及び手数料の見直しを行ったことに伴い、次の条例の規定のうち使用料及び手数料に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。
 - (1) 新潟県港湾管理条例（第1条関係）
 - (2) 新潟県病院事業の設置等に関する条例（第2条関係）
 - (3) 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（第3条関係）
 - (4) 新潟県立職業能力開発校条例（第4条関係）
 - (5) 新潟県少年自然の家条例（第5条関係）
 - (6) 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（第6条関係）
 - (7) 新潟県農業大学校条例（第7条関係）
 - (8) 新潟県立生涯学習推進センター条例（第8条関係）
 - (9) 新潟県介護保険法関係手数料条例（第9条関係）
 - (10) 新潟県クリーニング業法施行条例（第10条関係）
 - (11) 新潟県手数料条例（第11条関係）
 - (12) 新潟県大麻取締法施行条例（第12条関係）
 - (13) 新潟県覚せい剤取締法施行条例（第13条関係）
 - (14) 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（第14条関係）
 - (15) 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（第15条関係）
 - (16) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（第16条関係）
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例（新潟県条例第32号）

- 1 手数料の改正
毒物及び劇物取締法の改正により、毒物又は劇物の原体の事業者の登録に係る事務及び権限が国から都道府県へ移譲されたことに伴い、毒物又は劇物の原体の事業者の登録の申請に係る経由手数料を徴収しないこととする等の改正を行うこととしました。(別表関係)
- 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県内水面水産試験場手数料徴収条例（新潟県条例第33号）

- 1 輸出水産動物に係る証明書交付手数料
新潟県行財政改革行動計画に基づく歳入確保策の一環として、使用料及び手数料の見直しを行ったことに伴い、新潟県内水面水産試験場において輸出用の水産動物（こい及び金魚に限る。）が特定の伝染性疾病の病原体を広げるおそれがないことを証する証明書の交付を受けようとする者から手数料を徴収することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県流域下水道事業の設置等に関する条例（新潟県条例第35号）

- 1 地方公営企業法の財務規定等の適用
新潟県流域下水道事業の経営基盤の強化等を図るため、同事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を用いることとしました。(第2条関係)
 - 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。
- ◇新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例（新潟県条例第36号）
- 1 暴力団排除特別強化区域の追加
暴力団排除特別強化区域として、新たに長岡市の5区域を指定することとしました。(第17条関係)
 - 2 自首減免規定の整備
暴力団排除特別強化区域における特定業者が自首した場合、刑を減免することができる規定を整備することとしました。(第24条関係)
 - 3 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- (3) 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県内水面水産試験場手数料徴収条例
- (5) 建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県流域下水道事業の設置等に関する条例
- (7) 新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県条例第30号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下「移動後別表細目項等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下「移動別表細目項等」という。）が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動後別表細目項等に対応する移動別表細目項等が存在しない場合には当該移動後別表細目項等（以下「追加別表細目項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示並びに追加別表細目項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|----------|---|-----|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| (1)・(2) (略) | | (1)・(2) (略) | |
| (3) 県民生活・環境部関係 | | (3) 県民生活・環境部関係 | |
| 事 | 市町村 | 事 | 市町村 |
| (略) | | (略) | |
| 10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） | 三条市及び上越市 | 10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） | 三条市 |
| (1)～(9) (略) | | (1)～(9) (略) | |
| (略) | | (略) | |
| (4) (略) | | (4) (略) | |
| (5) 福祉保健部関係 | | (5) 福祉保健部関係 | |
| 事 | 市町村 | 事 | 市町村 |
| (略) | | (略) | |
| 1の9 老人福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの | (略) | 1の9 老人福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの | (略) |
| (1)～(3) (略) | | (1)～(3) (略) | |
| <u>(4) 法第29条第9項の規定による報告の受理</u> | | (4) 法第29条第9項の規定による報告の徴収及び立入検査 | |
| <u>(5) 法第29条第10項の規定による公表</u> | | <u>(5) 法第29条第11項の規定による命令</u> | |
| <u>(6) 法第29条第11項の規定による報告の徴収及び立入検査</u> | | <u>(6) 法第29条第12項の規定による公示</u> | |
| <u>(7) 法第29条第13項の規定による命令</u> | | | |
| <u>(8) 法第29条第14項の規定による命令</u> | | | |
| <u>(9) 法第29条第15項の規定による公示</u> | | | |
| <u>(10) 法第29条第16項の規定による</u> | | | |

| | | | |
|--|-------------------------------------|--|--------------------------|
| <p>通知 (11) <u>法第29条第17項の規定による援助</u></p> | | | |
| <p>1の10 (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>1の10 (略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>1の11 介護保険法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（居宅介護支援事業若しくは介護予防支援事業のみを行う介護サービス事業者又は地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、地域密着型介護予防サービス事業若しくは介護予防支援事業のうち複数の事業を行う介護サービス事業者であって、指定に係る全ての事業所が一の市町村の区域に所在する介護サービス事業者に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第115条の32第2項第1号の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理</p> <p>(2) 法第115条の32第3項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(3) 法第115条の32第4項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(4) 法第115条の33第1項の規定による命令、出頭の要求及び立入検査</p> <p>(5) 法第115条の33第3項の規定による要求</p> <p>(6) 法第115条の33第4項の規定による通知</p> <p>(7) 法第115条の34第1項の規定による勧告</p> <p>(8) 法第115条の34第2項の規定による公表</p> <p>(9) 法第115条の34第3項の規定による命令</p> <p>(10) 法第115条の34第4項の規定による公示</p> <p>(11) 法第115条の34第5項の規定による通知</p> | <p>村上市</p> | | |
| <p>(略)</p> | | <p>(略)</p> | |
| <p>6 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（<u>法第3条第7項に規定する簡易専用水道に係るものに限る。</u>）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第37条の規定による命令</p> | <p>聖籠町、<u>弥彦村</u>、湯沢町、関川村及び栗島浦村</p> | <p>6 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第37条の規定による命令（<u>簡易専用水道に係るものに限る。</u>）</p> | <p>聖籠町、湯沢町、関川村及び栗島浦村</p> |

| | | |
|---|--|--|
| (3) (略) | | |
| 6の2 水道法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第3条第6項に規定する専用水道に係るものに限る。） | 弥彦村 | |
| (1) 法第32条の規定による確認 | | |
| (2) 法第33条第1項の規定による申請の受理 | | |
| (3) 法第33条第3項の規定による変更の届出の受理 | | |
| (4) 法第33条第5項の規定による通知 | | |
| (5) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出の受理 | | |
| (6) 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出の受理 | | |
| (7) 法第36条第1項の規定による指示 | | |
| (8) 法第36条第2項の規定による勧告 | | |
| (9) 法第37条の規定による命令 | | |
| (10) 法第39条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査 | | |
| (略) | | |
| (6) 産業労働部関係 | | |
| 事 務 | 市町村 | |
| 1 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）並びに企業組合に係るものに限る。） | 三 条市、加茂市、十日町市、見附市、 <u>燕市</u> 、妙高市及び佐渡市 | |
| (1)～(39) (略) | | |
| (略) | | |
| 3の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する協業組合並びに2以上の市町村の区域に係る事業協同組合及び事業協同小組合に係るものを除く。） | 三 条市、加茂市、十日町市、見附市、 <u>燕市</u> 、妙高市及び佐渡市 | |
| (1)～(22) (略) | | |

| | | |
|---|----------------------------|--|
| (3) (略) | | |
| (略) | | |
| (6) 産業労働部関係 | | |
| 事 務 | 市町村 | |
| 1 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）並びに企業組合に係るものに限る。） | 三 条市、加茂市、十日町市、見附市、妙高市及び佐渡市 | |
| (1)～(39) (略) | | |
| (略) | | |
| 3の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する協業組合並びに2以上の市町村の区域に係る事業協同組合及び事業協同小組合に係るものを除く。） | 三 条市、加茂市、十日町市、見附市、妙高市及び佐渡市 | |
| (1)～(22) (略) | | |

| (略) | |
|--|--|
| (6)の2 (略) | |
| (7) 農林水産部関係 | |
| 事 務 | 市町村 |
| (略) | |
| 3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(6) (略) | 三 条 市、柏 崎市、新 発 田 市、小 千 谷 市、十 日 町 市、村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高 市、五 泉 市、上 越 市、阿 賀 野 市、佐 渡 市、魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内 市、聖 籠 町、弥 彦 村、出 雲 崎 町、湯 沢 町、津 南 町 及 び 刈 羽 村 |
| (略) | |
| (8) 農地部関係 | |
| 事 務 | 市町村 |
| 1 農地法(昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略) | 三 条 市、柏 崎市、新 発 田 市、小 千 谷 |

| (略) | |
|--|---|
| (6)の2 (略) | |
| (7) 農林水産部関係 | |
| 事 務 | 市町村 |
| (略) | |
| 3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(6) (略) | 三 条 市、柏 崎市、新 発 田 市、小 千 谷 市、十 日 町 市、 <u>見 附 市</u> 、村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高 市、五 泉 市、上 越 市、阿 賀 野 市、佐 渡 市、魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内 市、聖 籠 町、弥 彦 村、出 雲 崎 町、湯 沢 町、津 南 町 及 び 刈 羽 村 |
| (略) | |
| (8) 農地部関係 | |
| 事 務 | 市町村 |
| 1 農地法(昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略) | 三 条 市、柏 崎市、新 発 田 市、小 千 谷 |

| | | | |
|---------|--|--|---|
| | 市、加茂市、 <u>十日町市</u> 、村上市、燕市、 <u>糸魚川市</u> 、妙高市、 <u>五泉市</u> 、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、 <u>刈羽村</u> 、関川村及び粟島浦村 | | 市、加茂市、 <u>見附市</u> 、村上市、燕市、妙高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村 |
| | | 2 農地法に基づく事務のうち、1の項各号に掲げるもの(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合又は同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合に係るものを除く。) | 十日町市、糸魚川市、五泉市及び刈羽村 |
| 2 (略) | (略) | 3 (略) | (略) |
| 3 (略) | (略) | 3の2 (略) | (略) |
| (略) | | (略) | |
| (9) (略) | | (9) (略) | |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

新潟県条例第31号

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県港湾管理条例の一部改正)

第1条 新潟県港湾管理条例(昭和38年新潟県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表船舶給水施設の項を次のように改める。

| | | | | | | | | |
|--------|------------|-------------|----------------------------|---|---|---|---|---|
| 船舶給水施設 | 輸出取引等に係る使用 | 基本料金(執務時間内) | 4月1日から11月30日まで 水量1トンにつき | 水道料金に次の額を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | 水道料金に116円40銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | 水道料金に116円40銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | 水道料金に116円40銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | 水道料金に116円40銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) |
| | | | | 西港区 139円 32銭 | 東港区 116円 40銭 | | | |
| | | | 12月1日から3月31日まで 水量1トンにつき | 水道料金に次の額を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | 水道料金に172円6銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | 水道料金に172円6銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | 水道料金に172円6銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | 水道料金に172円6銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) |

| | | | | | | | | |
|--------|-------------|----------------------------|---|-------------------|---|---|---|---|
| | | | 西港区 195円 27銭 | 東港区 172円 6銭 | | | 五入して得た額) | 五入して得た額) |
| | 加算料金(執務時間外) | 水量1トンにつき | 基本料金の0.5倍の額 | 基本料金の0.5倍の額 | 基本料金の0.5倍の額 | 基本料金の0.5倍の額 | 基本料金の0.5倍の額 | 基本料金の0.5倍の額 |
| その他の使用 | 基本料金(執務時間内) | 4月1日から11月30日まで 水量1トンにつき | 水道料金に次の額を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | | 水道料金に128円4銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | 水道料金に128円4銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | 水道料金に128円4銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | 水道料金に128円4銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) |
| | | | 西港区 153円 25銭 | 東港区 128円 4銭 | | | | |
| | | 12月1日から3月31日まで 水量1トンにつき | 水道料金に次の額を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | | 水道料金に189円27銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | 水道料金に189円27銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | 水道料金に189円27銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) | 水道料金に189円27銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) |

| | | | | | | | | |
|--|-------------|----------|--------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | 西港区 214円 80銭 | 東港区 189円 27銭 | | | 五入して得た額) | 五入して得た額) |
| | 加算料金(執務時間外) | 水量1トンにつき | 基本料金の0.5倍の額 | 基本料金の0.5倍の額 | 基本料金の0.5倍の額 | 基本料金の0.5倍の額 | 基本料金の0.5倍の額 | 基本料金の0.5倍の額 |

(新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|---------|------|---|----------|------|
| (授業料) | | | (授業料) | | |
| <p>第5条の3 看護専門学校の学生は、授業料年額<u>19万円</u>を次の表に定めるところにより納めなければならない。ただし、学期の全期間にわたって休学をした場合は、当該学期分の授業料を納めることを要しない。</p> | | | <p>第5条の3 看護専門学校の学生は、授業料年額<u>16万6,800円</u>を次の表に定めるところにより納めなければならない。ただし、学期の全期間にわたって休学をした場合は、当該学期分の授業料を納めることを要しない。</p> | | |
| 学期 | 納付額 | 納付期限 | 学期 | 納付額 | 納付期限 |
| 前期 | 95,000円 | (略) | 前期 | 8万3,400円 | (略) |
| 後期 | 95,000円 | (略) | 後期 | 8万3,400円 | (略) |
| 2 | (略) | | 2 | (略) | |

(新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部改正)

第3条 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例(昭和43年新潟県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下

この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--------------------|----------------|--------------|---------------|--------------------|----------------|--------|---------------|
| 別表第1（第2条関係） | | | | 別表第1（第2条関係） | | | |
| 区分 | 試験、検査等の種類 | 使用料等の額 | | 区分 | 試験、検査等の種類 | 使用料等の額 | |
| | | 単位 | 料金(円) | | | 単位 | 料金(円) |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 4 飲料水の 水質試験 | (1) 飲用井戸等の水質試験 | (略) | <u>16,600</u> | 4 飲料水の 水質試験 | (1) 飲用井戸等の水質試験 | (略) | <u>16,300</u> |
| | (2) 理化学試験 | | | | (2) 理化学試験 | | |
| | ア (略) | (略) | (略) | | ア (略) | (略) | (略) |
| | イ 複雑なもの | (略) | <u>3,600</u> | | イ 複雑なもの | (略) | <u>3,500</u> |
| | ウ 特に複雑なもの | (略) | <u>6,000</u> | | ウ 特に複雑なもの | (略) | <u>5,800</u> |
| | エ 特殊なもの | (略) | <u>25,900</u> | | エ 特殊なもの | (略) | <u>25,600</u> |
| | (3) 細菌学的試験 | | | | (3) 細菌学的試験 | | |
| ア (略) | (略) | (略) | ア (略) | (略) | (略) | | |
| イ 大腸菌試験 | (略) | <u>2,100</u> | イ 大腸菌試験 | (略) | <u>2,000</u> | | |
| 5 河川水 | (1) 理化学試験 | | | 5 河川水 | (1) 理化学試験 | | |
| | ア (略) | (略) | (略) | | ア (略) | (略) | (略) |

| | | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|--|----------------|---|---|--|---|
| | 等の 水質 試験 | イ 複雑なもの ウ 特に複雑なもの エ 特殊なもの (2) 細菌学的試験 ア 一般細菌数試験 イ・ウ (略) | (略) (略) (略) (略) (略) (略) | <u>3,700</u> <u>5,600</u> <u>43,200</u> <u>730</u> (略) | | 等の 水質 試験 | イ 複雑なもの ウ 特に複雑なもの エ 特殊なもの (2) 細菌学的試験 ア 一般細菌数試験 イ・ウ (略) | (略) (略) (略) (略) (略) (略) | <u>3,600</u> <u>5,400</u> <u>41,600</u> <u>700</u> (略) | |
| 6 | し 尿処 理施 設、 プー ル等 の水 質試 験 | (1) 理化学試験 ア し尿処理施設放 流水試験 (ア) 水質試験 (イ) 精密水質試験 イ し尿浄化槽の放 流水試験 ウ プール又は海水 浴場の水質試験 (2) 細菌学的試験 ア 一般細菌数試験 イ・ウ (略) | (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) | <u>7,200</u> <u>9,400</u> <u>3,500</u> <u>2,900</u> <u>730</u> (略) | | 6 | し 尿処 理施 設、 プー ル等 の水 質試 験 | (1) 理化学試験 ア し尿処理施設放 流水試験 (ア) 水質試験 (イ) 精密水質試験 イ し尿浄化槽の放 流水試験 ウ プール又は海水 浴場の水質試験 (2) 細菌学的試験 ア 一般細菌数試験 イ・ウ (略) | (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) | <u>7,000</u> <u>9,100</u> <u>3,400</u> <u>2,800</u> <u>700</u> (略) |
| 7 | 環 境試 験 | (1) 一般環境試験 (2) 屋外環境試験 ア 簡易なもの イ 複雑なもの | (略) (略) (略) (略) | <u>510</u> <u>720</u> <u>4,400</u> | | 7 | 環 境試 験 | (1) 一般環境試験 (2) 屋外環境試験 ア 簡易なもの イ 複雑なもの | (略) (略) (略) (略) | <u>500</u> <u>700</u> <u>4,200</u> |

| | | | | | | | |
|----------|------------------|----------------------------------|---------------|----------|------------------|----------------------------------|---------------|
| | ウ 特に複雑なもの | (略) | <u>6,400</u> | | ウ 特に複雑なもの | (略) | <u>6,100</u> |
| | エ 特殊なもの | | | | エ 特殊なもの | | |
| | (ア) 環境における臭気濃度 | 1 検体 1 段階目の官能試験まで | <u>19,800</u> | | (ア) 環境における臭気濃度 | 1 検体 1 段階目の官能試験まで | <u>19,100</u> |
| | | 官能試験が 1 段階増すごとに | <u>13,600</u> | | | 官能試験が 1 段階増すごとに | <u>13,100</u> |
| | (イ) 排出口における臭気濃度 | 1 検体 1 段階目の官能試験まで | <u>8,300</u> | | (イ) 排出口における臭気濃度 | 1 検体 1 段階目の官能試験まで | <u>8,000</u> |
| | | 2 段階目以降は 1 人のパネルが官能試験を 1 段階増すごとに | <u>760</u> | | | 2 段階目以降は 1 人のパネルが官能試験を 1 段階増すごとに | <u>730</u> |
| | (3) 廃棄物の試験 | | | | (3) 廃棄物の試験 | | |
| | ア (略) | (略) | (略) | | ア (略) | (略) | (略) |
| | イ 複雑なもの | (略) | <u>3,700</u> | | イ 複雑なもの | (略) | <u>3,600</u> |
| | ウ 特に複雑なもの | (略) | <u>5,500</u> | | ウ 特に複雑なもの | (略) | <u>5,300</u> |
| | エ 特殊なもの | (略) | <u>43,200</u> | | エ 特殊なもの | (略) | <u>41,600</u> |
| | (4) PCB 試験 | | | | (4) PCB 試験 | | |
| | ア 定性分析 | (略) | <u>27,500</u> | | ア 定性分析 | (略) | <u>26,500</u> |
| | イ 定量分析 | (略) | <u>43,200</u> | | イ 定量分析 | (略) | <u>41,600</u> |
| 8 食品等の衛生 | (1) 食品の製造用水の水質試験 | | | 8 食品等の衛生 | (1) 食品の製造用水の水質試験 | | |
| | ア 一般理化学試験 | (略) | <u>10,400</u> | | ア 一般理化学試験 | (略) | <u>10,100</u> |

| | | | | | | | |
|--------------|--------------|---------------|---------------|------|---------------|------------|---------------|
| 生試験 | イ 精密理化学試験 | (略) | <u>39,600</u> | 生試験 | イ 精密理化学試験 | (略) | <u>38,200</u> |
| | ウ 細菌学的試験 | | | | ウ 細菌学的試験 | | |
| | (ア) (略) | (略) | (略) | | (ア) (略) | (略) | (略) |
| | (イ) 大腸菌群試験 | (略) | <u>2,900</u> | | (イ) 大腸菌群試験 | (略) | <u>2,800</u> |
| | (2) 食品の一般的試験 | | | | (2) 食品の一般的試験 | | |
| | ア 定性分析 | | | | ア 定性分析 | | |
| | (ア) 簡易なもの | (略) | <u>910</u> | | (ア) 簡易なもの | (略) | <u>900</u> |
| | (イ) 複雑なもの | (略) | <u>3,900</u> | | (イ) 複雑なもの | (略) | <u>3,800</u> |
| | イ 定量分析 | | | | イ 定量分析 | | |
| | (ア) 簡易なもの | (略) | <u>1,400</u> | | (ア) 簡易なもの | (略) | <u>1,300</u> |
| | (イ) 複雑なもの | (略) | <u>4,700</u> | | (イ) 複雑なもの | (略) | <u>4,500</u> |
| | (3) 残留農薬試験 | | | | (3) 残留農薬試験 | | |
| | ア 有機塩素系農薬 | 5項目まで | <u>13,400</u> | | ア 有機塩素系農薬 | 5項目まで | <u>12,900</u> |
| | | 5項目を超え1項目増 | <u>1,600</u> | | | 5項目を超え1項目増 | <u>1,500</u> |
| | | すごとに | | | | すごとに | |
| | イ 有機リン系農薬 | 5項目まで | <u>21,100</u> | | イ 有機リン系農薬 | 5項目まで | <u>20,300</u> |
| | | 5項目を超え1項目増 | <u>1,600</u> | | | 5項目を超え1項目増 | <u>1,500</u> |
| | すごとに | | | すごとに | | | |
| (4) PCB試験 | (略) | <u>41,900</u> | (4) PCB試験 | (略) | <u>40,400</u> | | |
| (5) 食品中の毒素試験 | | | (5) 食品中の毒素試験 | | | | |
| ア 簡易なもの | (略) | <u>9,300</u> | ア 簡易なもの | (略) | <u>8,900</u> | | |
| イ 複雑なもの | (略) | <u>13,300</u> | イ 複雑なもの | (略) | <u>12,900</u> | | |

| | | | | | | | |
|-----------------------------|-------|---------------|-----|-----------------------------|-------|---------------|-----|
| (6) 乳及び乳製品の試験 | | | | (6) 乳及び乳製品の試験 | | | |
| ア (略) | (略) | (略) | (略) | ア (略) | (略) | (略) | (略) |
| イ 乳の成分規格試験 | (略) | <u>5,700</u> | | イ 乳の成分規格試験 | (略) | <u>5,500</u> | |
| ウ 乳の異種脂肪試験 | (略) | <u>8,700</u> | | ウ 乳の異種脂肪試験 | (略) | <u>8,300</u> | |
| (7) 食品中の残留抗生物質試験及び残留抗菌物質試験 | | | | (7) 食品中の残留抗生物質試験及び残留抗菌物質試験 | | | |
| ア 残留抗生物質試験 | 3項目まで | <u>8,100</u> | | ア 残留抗生物質試験 | 3項目まで | <u>7,800</u> | |
| | (略) | (略) | | | (略) | (略) | |
| イ 残留抗菌物質試験 | 3項目まで | <u>20,400</u> | | イ 残留抗菌物質試験 | 3項目まで | <u>19,700</u> | |
| | (略) | (略) | | | (略) | (略) | |
| (8) 添加物、器具、用具、包装、おもちゃ等の規格試験 | | | | (8) 添加物、器具、用具、包装、おもちゃ等の規格試験 | | | |
| ア (略) | (略) | (略) | | ア (略) | (略) | (略) | |
| イ 複雑なもの | (略) | <u>3,400</u> | | イ 複雑なもの | (略) | <u>3,300</u> | |
| (9) 細菌学的試験 | | | | (9) 細菌学的試験 | | | |
| ア 一般細菌数試験 | (略) | <u>720</u> | | ア 一般細菌数試験 | (略) | <u>700</u> | |
| イ (略) | (略) | (略) | | イ (略) | (略) | (略) | |

| | | | | | | | |
|------------------|------------------|-----|--------------|------------------|------------------|-----|--------------|
| | ウ 大腸菌群数試験 (略) | (略) | <u>1,500</u> | | ウ 大腸菌群数試験 (略) | (略) | <u>1,400</u> |
| | エ・オ (略) | (略) | (略) | | エ・オ (略) | (略) | (略) |
| | カ 乳酸菌数試験 (略) | (略) | <u>1,900</u> | | カ 乳酸菌数試験 (略) | (略) | <u>1,800</u> |
| | キ (略) | (略) | (略) | | キ (略) | (略) | (略) |
| 9 家庭用品の基準試験 | 家庭用品の基準試験 | | | 9 家庭用品の基準試験 | 家庭用品の基準試験 | | |
| | ア 簡易なもの (略) | (略) | 750 | | ア 簡易なもの (略) | (略) | 720 |
| | イ 複雑なもの (略) | (略) | 3,800 | | イ 複雑なもの (略) | (略) | 3,700 |
| | ウ 特に複雑なもの (略) | (略) | 8,600 | | ウ 特に複雑なもの (略) | (略) | 8,300 |
| 10 飲食物の栄養分析試験 | (1) 栄養分析 (略) | (略) | 11,000 | 10 飲食物の栄養分析試験 | (1) 栄養分析 (略) | (略) | 10,600 |
| | (2) ビタミン定量分析 (略) | (略) | 7,000 | | (2) ビタミン定量分析 (略) | (略) | 6,800 |
| 11 温泉水及び鉱泉水の分析試験 | (1) 鉱泉小分析試験 (略) | (略) | 11,300 | 11 温泉水及び鉱泉水の分析試験 | (1) 鉱泉小分析試験 (略) | (略) | 10,900 |
| | (2) 鉱泉分析試験 (略) | (略) | 66,200 | | (2) 鉱泉分析試験 (略) | (略) | 63,800 |
| | (3) 放射能泉分析試験 (略) | (略) | 22,300 | | (3) 放射能泉分析試験 (略) | (略) | 21,500 |
| 12 医薬品の試験 | (1) 医薬品の試験 | | | 12 医薬品の試験 | (1) 医薬品の試験 | | |

| | | | |
|----------------|--------------------------------|-----|-------|
| 薬品 等の 試験 | ア 薬局方適否試験 | (略) | 7,100 |
| | イ 成分規格等適否 試験 | (略) | 6,900 |
| | ウ 特定成分の定性 分析 | (略) | 4,700 |
| | エ 特定成分の定量 分析 | (略) | 7,000 |
| | (2) 医薬部外品、化粧 品、医療用具等の試 験 | | |
| | ア 成分規格適否試 験 | (略) | 6,900 |
| | イ 特定成分の定性 分析 | (略) | 4,700 |
| | ウ 特定成分の定量 分析 | (略) | 7,000 |
| | (3) 毒物及び劇物の試 験 | | |
| | ア 基準適否試験 | (略) | 7,100 |
| | イ 定性分析 | (略) | 5,000 |
| | ウ 定量分析 | (略) | 7,300 |
| | (4) 生物学的試験 | | |

| | | | |
|----------------|--------------------------------|-----|-------|
| 薬品 等の 試験 | ア 薬局方適否試験 | (略) | 6,800 |
| | イ 成分規格等適否 試験 | (略) | 6,600 |
| | ウ 特定成分の定性 分析 | (略) | 4,500 |
| | エ 特定成分の定量 分析 | (略) | 6,800 |
| | (2) 医薬部外品、化粧 品、医療用具等の試 験 | | |
| | ア 成分規格適否試 験 | (略) | 6,700 |
| | イ 特定成分の定性 分析 | (略) | 4,500 |
| | ウ 特定成分の定量 分析 | (略) | 6,800 |
| | (3) 毒物及び劇物の試 験 | | |
| | ア 基準適否試験 | (略) | 6,800 |
| | イ 定性分析 | (略) | 4,800 |
| | ウ 定量分析 | (略) | 7,100 |
| | (4) 生物学的試験 | | |

| | | | |
|-----|----------|-----|-------|
| | ア 無菌試験 | (略) | 4,500 |
| | イ その他の試験 | (略) | 2,900 |
| (略) | | | |

備考 (略)

別表第2 (第2条関係)

| 適用対象者 | 検査の種類 | 使用料等の額 | |
|-----------------------|-------|--------|----|
| | | 単位 | 料金 |
| 防疫関係検査 (1)～(4) (略) | (略) | | |

| | | | |
|-----|----------|-----|-------|
| | ア 無菌試験 | (略) | 4,300 |
| | イ その他の試験 | (略) | 2,800 |
| (略) | | | |

備考 (略)

別表第2 (第2条関係)

| 適用対象者 | 検査の種類 | 使用料等の額 | |
|--|---------------|--------|--|
| | | 単位 | 料金 |
| 1 防疫関係検査 (1)～(4) (略) | (略) | | |
| 2 結核関係検査 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2に規定する定期の健康診断の受診者 | エックス線検査(間接撮影) | 1件 | 健康保険法の規定による算定方法により算定した額の100分の71(実費等に係る部分については、10分の10)に相当する額に100分の110を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上 |

| | | | |
|--|--------------------------|--|------|
| | (2) (1)に準じて随時に行う健康診断の受診者 | | げる。) |
|--|--------------------------|--|------|

(新潟県立職業能力開発校条例の一部改正)

第4条 新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(受講料)</p> <p>第15条 短期課程の普通職業訓練（在職者を対象とするものに限る。）又は普通職業訓練以外の職業訓練で規則で定めるものを受ける訓練生は、<u>4,700円</u>以内の額で規則で定める額の受講料を納めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄宿料)</p> <p>第18条 寄宿舎に入舎している者は、月額<u>3,500円</u>以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(受講料)</p> <p>第15条 短期課程の普通職業訓練（在職者を対象とするものに限る。）又は普通職業訓練以外の職業訓練で規則で定めるものを受ける訓練生は、<u>3,900円</u>以内の額で規則で定める額の受講料を納めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄宿料)</p> <p>第18条 寄宿舎に入舎している者は、月額<u>3,080円</u>以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> |

(新潟県少年自然の家条例の一部改正)

第5条 新潟県少年自然の家条例（昭和48年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--|----------|-----|--------|--|-----|--------|--------|
| (使用料) | | | | (使用料) | | | |
| 第5条 少年自然の家を使用する者は、別表に定める使用料を納めなければならない。 | | | | 第5条 少年自然の家を第2条に掲げる事業以外の目的に使用する者は、別表に定める使用料を納めなければならない。 | | | |
| <u>(使用料の免除)</u> | | | | | | | |
| 第5条の2 知事は、必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 | | | | | | | |
| 別表（第5条関係） | | | | 別表（第5条関係） | | | |
| 区分 | | 単位 | 使用料 | 区分 | | 単位 | 使用料 |
| 宿泊室 | 学齢に達しない者 | (略) | 500円 | 宿泊室 | (略) | 1,550円 | |
| | 小学生及び中学生 | | 500円 | | | | |
| | 高校生等 | | 500円 | | | | |
| | その他 | | 1,560円 | | | | |
| 体育館 | | (略) | 2,130円 | 体育館 | | (略) | 2,110円 |
| 多目的ホール | | | 1,000円 | 多目的ホール | | | 990円 |

| | | | |
|------------|--------|------------|--------|
| 大研修室 | 1,150円 | 大研修室 | 1,140円 |
| 中研修室 | 790円 | 中研修室 | 780円 |
| 小研修室 | 570円 | 小研修室 | 560円 |
| 和室研修室 | 1,140円 | 和室研修室 | 1,130円 |
| 工作室 | 1,550円 | 工作室 | 1,540円 |
| 野外活動支援棟研修室 | 570円 | 野外活動支援棟研修室 | 560円 |

備考 日帰りで使用する場合は、午前9時から午後4時までとする。

備考 日帰りで使用する場合は、午前9時から午後4時までとする。

- 「小学生」とは、小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。
- 「中学生」とは、中学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。
- 「高校生等」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに15歳以上18歳未満の者（中学生を除く。）をいう。
- 日帰りで使用する場合は、午前9時から午後4時までとする。

(新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和52年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(手数料)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p> | <p>(手数料)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p> |

- (1) 法第10条第1項の 第1種動物取扱業 1件につき 1万5,100円
 規定により第1種動 登録申請手数料 (同一の敷地内において
 物取扱業の登録を受 営もうとする数種の第1
 けようとする者 種動物取扱業に関し同時
 に数件の申請が行われる
 場合にあつては、2件目
 以降は1件につき1万
 円)
- (2) 法第13条第1項の 第1種動物取扱業 1件につき 1万5,100円
 規定により第1種動 登録更新申請手数 (同一の敷地内において
 物取扱業の登録の更 料 営もうとする数種の第1
 新を受けようとする 種動物取扱業に関し同時
 者 に数件の申請が行われる
 場合にあつては、2件目
 以降は1件につき1万
 円)
- (3)～(5) (略)
- (6) 法第35条第1項の 犬又は猫の引取手 1頭につき2,500円。た
 規定により犬又は猫 数料 だし、生後90日以内の犬
 の引取りを申請する 又は猫は、1頭につき500
 者 円とする。

- (1) 法第10条第1項の 第1種動物取扱業 1件につき 1万5,000円
 規定により第1種動 登録申請手数料 (同一の敷地内において
 物取扱業の登録を受 営もうとする数種の第1
 けようとする者 種動物取扱業に関し同時
 に数件の申請が行われる
 場合にあつては、2件目
 以降は1件につき1万
 円)
- (2) 法第13条第1項の 第1種動物取扱業 1件につき 1万5,000円
 規定により第1種動 登録更新申請手数 (同一の敷地内において
 物取扱業の登録の更 料 営もうとする数種の第1
 新を受けようとする 種動物取扱業に関し同時
 者 に数件の申請が行われる
 場合にあつては、2件目
 以降は1件につき1万
 円)
- (3)～(5) (略)
- (6) 法第35条第1項の 犬又は猫の引取手 1匹につき1,630円。た
 規定により犬又は猫 数料 だし、子犬又は子猫は、
 の引取りを申請する 10匹までは1,630円とし、
 者 10匹を超える場合は
3,260円とする。

| | |
|---|---|
| <p>(7) 第14条第1項の規 犬の返還手数料 <u>1頭</u>につき5,270円 定により抑留された 飼い犬の返還を受け ようとする者</p> <p>2 (略)</p> | <p>(7) 第14条第1項の規 犬の返還手数料 <u>1匹</u>につき5,270円 定により抑留された 飼い犬の返還を受け ようとする者</p> <p>2 (略)</p> |
|---|---|

(新潟県農業大学校条例の一部改正)

第7条 新潟県農業大学校条例（昭和58年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---------------------------------------|
| <p>第8条 (略)</p> <p><u>(寄宿料)</u></p> <p>第8条の2 <u>寄宿舎に入舎している者は、月額1,980円の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。</u></p> <p><u>2 この条の規定により寄宿料を納めなければならない者から申出のあつた場合及び3月分の寄宿料を徴収する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、納付期限前であつても寄宿料を徴収することができる。</u></p> <p><u>3 月の中途において入舎し、又は退舎した者は、当該月分の寄宿料を納めなければならない。</u></p> <p>別表（第10条、第12条関係）</p> | <p>第8条 (略)</p> <p>別表（第10条、第12条関係）</p> |

| 施設名 | 使用時間等 | 使用料(円) | 備考 |
|-----------|-------|--------|----|
| 大 研 修 室 | 午 前 | 4,580 | |
| | 午 後 | 6,100 | |
| | 夜 間 | 5,340 | |
| | 全 日 | 14,410 | |
| 小 研 修 室 | 午 前 | 2,150 | |
| | 午 後 | 2,870 | |
| | 夜 間 | 2,510 | |
| | 全 日 | 6,780 | |
| 調 理 実 習 室 | 午 前 | 3,190 | |
| | 午 後 | 4,020 | |
| | 夜 間 | 3,600 | |
| | 全 日 | 9,730 | |
| 農 産 加 工 室 | 午 前 | 3,190 | |
| | 午 後 | 4,020 | |
| | 夜 間 | 3,600 | |
| | 全 日 | 9,730 | |
| 畜 産 加 工 室 | 午 前 | 3,190 | |
| | 午 後 | 4,020 | |
| | 夜 間 | 3,600 | |
| | 全 日 | 9,730 | |
| | 午 前 | 3,190 | |

| 施設名 | 使用時間等 | 使用料(円) | 備考 |
|-----------|-------|--------|----|
| 大 研 修 室 | 午 前 | 4,250 | |
| | 午 後 | 5,660 | |
| | 夜 間 | 4,960 | |
| | 全 日 | 13,380 | |
| 小 研 修 室 | 午 前 | 1,770 | |
| | 午 後 | 2,360 | |
| | 夜 間 | 2,070 | |
| | 全 日 | 5,580 | |
| 調 理 実 習 室 | 午 前 | 2,780 | |
| | 午 後 | 3,470 | |
| | 夜 間 | 3,130 | |
| | 全 日 | 8,440 | |
| 農 産 加 工 室 | 午 前 | 2,780 | |
| | 午 後 | 3,470 | |
| | 夜 間 | 3,130 | |
| | 全 日 | 8,440 | |
| 畜 産 加 工 室 | 午 前 | 2,780 | |
| | 午 後 | 3,470 | |
| | 夜 間 | 3,130 | |
| | 全 日 | 8,440 | |
| | 午 前 | 2,780 | |

| | | | | | |
|--------|----|-------|--------|----|-------|
| 乳製品加工室 | 午後 | 4,020 | 乳製品加工室 | 午後 | 3,470 |
| | 夜間 | 3,600 | | 夜間 | 3,130 |
| | 全日 | 9,730 | | 全日 | 8,440 |
| (略) | | | (略) | | |
| 備考 (略) | | | 備考 (略) | | |

(新潟県立生涯学習推進センター条例の一部改正)

第8条 新潟県立生涯学習推進センター条例(平成4年新潟県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下この条において「移動後別表」という。)に対応する次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下この条において「移動別表」という。)が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には当該移動後別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (使用料) | (使用料) |
| 第5条 センターのホール又は大研修室の 使用者は別表第1 に掲げる使用料を、付属装置の使用者は別表第2に掲げる使用料を納めなければならない。 | 第5条 <u>第3条第2項の規定による</u> センターのホール又は大研修室の 使用の許可を受けた者は、別表 に掲げる使用料(以下「使用料」という。)を納めなければならない。 |
| 別表第1 (第5条関係) | 別表 (第5条関係) |
| 使 用 料 | 使 用 料 |

| | | | |
|--------|------------------------|------------------|-----|
| 区 分 | 午前9時30分から 午後零時30分まで | 午後1時から午後 5時まで | (略) |
| ホール | 3,600円 | 4,800円 | (略) |
| (略) | | | |
| 備考 (略) | | | |

| | | | |
|--------|------------------------|------------------|-----|
| 区 分 | 午前9時30分から 午後零時30分まで | 午後1時から午後 5時まで | (略) |
| ホール | 3,500円 | 4,600円 | (略) |
| (略) | | | |
| 備考 (略) | | | |

別表第2 (第5条関係)

| 区 分 | 単 位 | 使用料 |
|--------------------------|-----|--------|
| オーバーヘッドカメラ | 1台 | 2,140円 |
| プロジェクター | 1台 | 690円 |
| ビデオ一体型ディー・ブイ・ ディー・デッキ | 1台 | 1,050円 |
| ワイヤレスマイク | 1本 | 1,470円 |
| 有線マイク | 1本 | 980円 |

備考 使用料は、午前9時30分から午後零時30分まで、午後1時から午後5時まで、午後5時から午後7時までを各1回とした額である。

(新潟県介護保険法関係手数料条例の一部改正)

第9条 新潟県介護保険法関係手数料条例(平成10年新潟県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------|-----------|
| 別表(第2条関係) | 別表(第2条関係) |

| 手数料を納めなければならない者 | 名 称 | 手数料の額 |
|---|----------------------|-------------------------|
| 1 法第69条の2第1項の規定により介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者 | (略) | |
| | 介護支援専門員実務研修受講試験事務手数料 | 1件につき <u>11,800円</u> |
| (略) | | |
| 3 法第69条の7第1項又は第5項の規定により介護支援専門員証の交付を受けようとする者 | 介護支援専門員証交付手数料 | 1件につき <u>2,100円</u> |
| 4 法第69条の8第1項の規定により介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者 | 介護支援専門員証有効期間更新申請手数料 | 1件につき <u>2,100円</u> |
| (略) | | |
| 6 法第70条第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者 (1) 次号に掲げる場合以外の場合 (2) (略) | 指定居宅サービス事業者指定手数料 | 1件につき <u>28,000円</u> |
| | | (略) |
| (略) | | |
| 8 法第70条の3第1項の規定により特定施設入居者生活介護に | 指定居宅サービス事業者指定変 | 1件につき <u>17,800円</u> |

| 手数料を納めなければならない者 | 名 称 | 手数料の額 |
|---|----------------------|-------------------------|
| 1 法第69条の2第1項の規定により介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者 | (略) | |
| | 介護支援専門員実務研修受講試験事務手数料 | 1件につき <u>8,000円</u> |
| (略) | | |
| 3 法第69条の7第1項又は第5項の規定により介護支援専門員証の交付を受けようとする者 | 介護支援専門員証交付手数料 | 1件につき <u>2,000円</u> |
| 4 法第69条の8第1項の規定により介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者 | 介護支援専門員証有効期間更新申請手数料 | 1件につき <u>2,000円</u> |
| (略) | | |
| 6 法第70条第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者 (1) 次号に掲げる場合以外の場合 (2) (略) | 指定居宅サービス事業者指定手数料 | 1件につき <u>24,700円</u> |
| | | (略) |
| (略) | | |
| 8 法第70条の3第1項の規定により特定施設入居者生活介護に | 指定居宅サービス事業者指定変 | 1件につき <u>17,200円</u> |

| | | | | | |
|---|--------------------|-------------------------|---|--------------------|-------------------------|
| 係る法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の変更（利用定員を増加しようとするものに限る。）を受けようとする者 | 更手数料 | | 係る法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の変更（利用定員を増加しようとするものに限る。）を受けようとする者 | 更手数料 | |
| (略) | | | (略) | | |
| 12 法第94条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者 | 介護老人保健施設変更許可手数料 | 1件につき <u>33,800円</u> | 12 法第94条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者 | 介護老人保健施設変更許可手数料 | 1件につき <u>32,600円</u> |
| (略) | | | (略) | | |
| 15 法第107条第2項の規定により介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者 | 介護医療院変更許可手数料 | 1件につき <u>33,800円</u> | 15 法第107条第2項の規定により介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者 | 介護医療院変更許可手数料 | 1件につき <u>32,600円</u> |
| (略) | | | (略) | | |
| 19 法第115条の2第1項の規定により指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者（介護予防サービス事業と居宅サービス事業を同一の事業所において規則で定めるところによ | 指定介護予防サービス事業者指定手数料 | | 19 法第115条の2第1項の規定により指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者（介護予防サービス事業と居宅サービス事業を同一の事業所において規則で定めるところによ | 指定介護予防サービス事業者指定手数料 | |

| | | | | | | | |
|--|--|------------------|----------------|--|--|------------------|----------------|
| り一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者を除く。) | | | | り一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者を除く。) | | | |
| (1) 次号に掲げる場合以外の場合 | | | 1件につき | (1) 次号に掲げる場合以外の場合 | | | 1件につき |
| (2) (略) | | | <u>28,000円</u> | (2) (略) | | | <u>24,700円</u> |
| (略) | | | (略) | (略) | | | (略) |
| 22 | 省令第113条の23第1項の規定により介護支援専門員証の書換え交付を受けようとする者 | 介護支援専門員証書換え交付手数料 | 1件につき | 22 | 省令第113条の23第1項の規定により介護支援専門員証の書換え交付を受けようとする者 | 介護支援専門員証書換え交付手数料 | 1件につき |
| | | | <u>2,100円</u> | | | | <u>2,000円</u> |
| 23 | 省令第113条の25第1項の規定により介護支援専門員証の再交付を受けようとする者 | 介護支援専門員証再交付手数料 | 1件につき | 23 | 省令第113条の25第1項の規定により介護支援専門員証の再交付を受けようとする者 | 介護支援専門員証再交付手数料 | 1件につき |
| | | | <u>2,100円</u> | | | | <u>2,000円</u> |
| 備考 (略) | | | | 備考 (略) | | | |

(新潟県クリーニング業法施行条例の一部改正)

第10条 新潟県クリーニング業法施行条例(平成11年新潟県条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (手数料) | (手数料) |
| 第7条 次の各号に掲げる者は、1件につきそれぞれ当該各号に定める | 第7条 次の各号に掲げる者は、1件につきそれぞれ当該各号に定める |

| | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------------------------|---------------------|--------|-----------------------|--------------------------------------|---------------------|--------|
| 名称及び額の手数料を納めなければならない。 | | | | 名称及び額の手数料を納めなければならない。 | | | |
| (1) | (略) | | | (1) | (略) | | |
| (2) | 法第6条の規定によりクリーニング師の免許を受けようとする者 | クリーニング師 免許手数料 | 5,700円 | (2) | 法第6条の規定によりクリーニング師の免許を受けようとする者 | クリーニング師 免許手数料 | 5,600円 |
| (3) | 法第7条第1項の規定によりクリーニング師の試験を受けようとする者 | クリーニング師 試験手数料 | 8,600円 | (3) | 法第7条第1項の規定によりクリーニング師の試験を受けようとする者 | クリーニング師 試験手数料 | 7,500円 |
| (4) | 政令第1条第2項の規定によりクリーニング師免許証の訂正を受けようとする者 | クリーニング師 免許証訂正手数料 | 3,100円 | (4) | 政令第1条第2項の規定によりクリーニング師免許証の訂正を受けようとする者 | クリーニング師 免許証訂正手数料 | 2,900円 |
| (5) | (略) | | | (5) | (略) | | |
| 2～4 | (略) | | | 2～4 | (略) | | |

(新潟県手数料条例の一部改正)

第11条 新潟県手数料条例(平成12年新潟県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|----------------|---------|----|----|----|----------------|---------|----|----|----|
| 別表(第3条関係) | | | | | 別表(第3条関係) | | | | |
| (1) (略) | | | | | (1) (略) | | | | |
| (2) 県民生活・環境部関係 | | | | | (2) 県民生活・環境部関係 | | | | |
| | 対象となる事務 | 名称 | 区分 | 金額 | | 対象となる事務 | 名称 | 区分 | 金額 |

| | | | | |
|-----|---|------------------------|--|--------------------------|
| (略) | | | | |
| 7 | 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査 | 温泉土地掘削許可申請手数料 | | 1件につき <u>132,800円</u> |
| (略) | | | | |
| 9 | 温泉法第7条の2第1項の規定に基づく掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査 | 温泉土地掘削のための施設等変更許可申請手数料 | | 1件につき <u>25,200円</u> |
| 10 | 温泉法第11条第1項の規定に基づく湧出路の増掘の許可の申請に対する審査 | 温泉湧出路増掘許可申請手数料 | | 1件につき <u>123,300円</u> |
| 11 | 温泉法第11条第1項の規定に基づく動力 | 温泉動力装置 | | 1件につき <u>111,000円</u> |

| | | | | |
|-----|---|------------------------|--|--------------------------|
| (略) | | | | |
| 7 | 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査 | 温泉土地掘削許可申請手数料 | | 1件につき <u>130,100円</u> |
| (略) | | | | |
| 9 | 温泉法第7条の2第1項の規定に基づく掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査 | 温泉土地掘削のための施設等変更許可申請手数料 | | 1件につき <u>24,000円</u> |
| 10 | 温泉法第11条第1項の規定に基づく湧出路の増掘の許可の申請に対する審査 | 温泉湧出路増掘許可申請手数料 | | 1件につき <u>120,100円</u> |
| 11 | 温泉法第11条第1項の規定に基づく動力 | 温泉動力装置 | | 1件につき <u>110,100円</u> |

| | の装置の許可の申請 に対する審査 | 許可申 請手数料 | | |
|----------|---|---|--|-------------------------|
| (略) | | | | |
| 13 | 温泉法第11条第2項 において準用する第 7条の2第1項の規 定に基づく湧出路の 増掘のための施設等 の変更の許可の申請 に対する審査 | 温泉湧 出路増 掘のた めの施 設等変 更許可 申請手 数料 | | 1件につき <u>25,200円</u> |
| 13の 2 | 温泉法第14条の2第 1項の規定に基づく 温泉の採取の許可の 申請に対する審査 | 温泉採 取許可 申請手 数料 | | 1件につき <u>35,900円</u> |
| (略) | | | | |
| 14 | 温泉法第15条第1項 の規定に基づく温泉 の利用の許可の申請 に対する審査 | 温泉利 用許可 申請手 数料 | | 1件につき <u>36,300円</u> |
| (略) | | | | |

| | の装置の許可の申請 に対する審査 | 許可申 請手数料 | | |
|----------|---|---|--|-------------------------|
| (略) | | | | |
| 13 | 温泉法第11条第2項 において準用する第 7条の2第1項の規 定に基づく湧出路の 増掘のための施設等 の変更の許可の申請 に対する審査 | 温泉湧 出路増 掘のた めの施 設等変 更許可 申請手 数料 | | 1件につき <u>24,000円</u> |
| 13の 2 | 温泉法第14条の2第 1項の規定に基づく 温泉の採取の許可の 申請に対する審査 | 温泉採 取許可 申請手 数料 | | 1件につき <u>35,000円</u> |
| (略) | | | | |
| 14 | 温泉法第15条第1項 の規定に基づく温泉 の利用の許可の申請 に対する審査 | 温泉利 用許可 申請手 数料 | | 1件につき <u>35,000円</u> |
| (略) | | | | |

(2)の2 (略)

(3) 福祉保健部関係

| | 対象となる事務 | 名称 | 区分 | 金額 |
|-----|---|-----------------|--------------------------------------|--|
| (略) | | | | |
| 1の2 | 保健師助産師看護師法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施 | 准看護師再教育研修手数料 | (1) 戒告処分を受けた者に係るもの (2) その他の者に係るもの | 1件につき <u>47,000円</u> 1件につき <u>83,500円</u> |
| (略) | | | | |
| 22 | 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査 | 衛生検査所登録申請手数料 | | 1件につき <u>81,700円</u> |
| 23 | 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書 | 衛生検査所登録証明書書換え交付 | | 1件につき <u>8,300円</u> |

(2)の2 (略)

(3) 福祉保健部関係

| | 対象となる事務 | 名称 | 区分 | 金額 |
|-----|---|-----------------|--------------------------------------|--|
| (略) | | | | |
| 1の2 | 保健師助産師看護師法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施 | 准看護師再教育研修手数料 | (1) 戒告処分を受けた者に係るもの (2) その他の者に係るもの | 1件につき <u>45,000円</u> 1件につき <u>81,000円</u> |
| (略) | | | | |
| 22 | 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査 | 衛生検査所登録申請手数料 | | 1件につき <u>80,000円</u> |
| 23 | 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書 | 衛生検査所登録証明書書換え交付 | | 1件につき <u>8,200円</u> |

| | 換え交付 | 手数料 | | |
|------|---|------------------------------|---|-------------------------|
| 24 | 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付 | 衛生検査所登録証明書再交付手数料 | | 1件につき <u>8,300円</u> |
| 25 | 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査 | 衛生検査所登録変更申請手数料 | | 1件につき <u>61,500円</u> |
| 25の2 | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定に基づく ^{かくたん} 喀痰吸引等業務の登録 | ^{かくたん} 喀痰吸引等業務登録手数料 | (1) ^{かくたん} 喀痰吸引等業務の登録を受けている者が当該登録に係る事業所と同一の名称及び所在地の事業所について登録を受ける | 1件につき <u>1,600円</u> |
| 24 | 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付 | 衛生検査所登録証明書再交付手数料 | | 1件につき <u>8,200円</u> |
| 25 | 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査 | 衛生検査所登録変更申請手数料 | | 1件につき <u>61,000円</u> |
| 25の2 | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定に基づく ^{かくたん} 喀痰吸引等業務の登録 | ^{かくたん} 喀痰吸引等業務登録手数料 | (1) ^{かくたん} 喀痰吸引等業務の登録を受けている者が当該登録に係る事業所と同一の名称及び所在地の事業所について登録を受ける | 1件につき <u>1,500円</u> |

| | | | 場合 | | | | | 場合 | | | |
|----------|---|---------------------|--|---------------|---------------|----------|---|---------------------|--|--------|---------------|
| | | | (2) その他の場合 | 1 件につき | | | | (2) その他の場合 | 1 件につき | | |
| | | | 合 | <u>3,200円</u> | | | | 合 | <u>3,000円</u> | | |
| 25の 3 | 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付 | 認定特定行為業務従事者認定証交付手数料 | (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)附則第4条の表に掲げる第3号研修の課程に応じて行うことができる特定行為(以下「第3号特定行為」という。)について認定特定行為業務従事者認定証の交付を受け | 1 件につき | <u>1,300円</u> | 25の 3 | 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付 | 認定特定行為業務従事者認定証交付手数料 | (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)附則第4条の表に掲げる第3号研修の課程に応じて行うことができる特定行為(以下「第3号特定行為」という。)について認定特定行為業務従事者認定証の交付を受け | 1 件につき | <u>1,200円</u> |

| | | | | | | | | | |
|------|--|-------------|--|------------------------|------|--|-------------|--|------------------------|
| | | | ている者が当該第3号特定行為以外の第3号特定行為について認定証の交付を受ける場合 | | | | | | |
| | | | (2) その他の場合 | 1件につき <u>1,600円</u> | | | | | |
| 25の4 | 社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の規定に基づく特定行為業務の登録 | 特定行為業務登録手数料 | (1) 特定行為業務の登録を受けている者が当該登録に係る事業所と同一の名称及び所在地の事業所について登録を受ける場合 | 1件につき <u>1,600円</u> | 25の4 | 社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の規定に基づく特定行為業務の登録 | 特定行為業務登録手数料 | (1) 特定行為業務の登録を受けている者が当該登録に係る事業所と同一の名称及び所在地の事業所について登録を受ける場合 | 1件につき <u>1,500円</u> |
| | | | (2) その他の場合 | 1件につき <u>3,200円</u> | | | | (2) その他の場合 | 1件につき <u>3,000円</u> |
| 25の | 社会福祉士及び介護 | 認定特 | | 1件につき | 25の | 社会福祉士及び介護 | 認定特 | | 1件につき |

| | | | | |
|-----|---|-------------------|--|-------------------------|
| 5 | 福祉士法施行規則附則第8条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の再交付 | 定行為業務従事者認定証再交付手数料 | | <u>1,100円</u> |
| (略) | | | | |
| 38 | と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査 | 一般と畜場設置許可申請手数料 | | 1件につき <u>23,300円</u> |
| 39 | と畜場法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査 | 簡易と畜場設置許可申請手数料 | | 1件につき <u>10,200円</u> |
| (略) | | | | |
| 51 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年 | 食鳥処理事業許可申 | | 1件につき <u>19,200円</u> |

| | | | | |
|-----|---|-------------------|--|-------------------------|
| 5 | 福祉士法施行規則附則第8条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の再交付 | 定行為業務従事者認定証再交付手数料 | | <u>1,000円</u> |
| (略) | | | | |
| 38 | と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査 | 一般と畜場設置許可申請手数料 | | 1件につき <u>22,000円</u> |
| 39 | と畜場法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査 | 簡易と畜場設置許可申請手数料 | | 1件につき <u>10,000円</u> |
| (略) | | | | |
| 51 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年 | 食鳥処理事業許可申 | | 1件につき <u>19,000円</u> |

| | | | | |
|---------------|---|---------------|-----------|------------------------|
| | 法律第70号) 第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査 | 請手数料 | | |
| (略) | | | | |
| 54 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査 | 確認規程認定申請手数料 | | 1件につき <u>6,000円</u> |
| 55 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査 | 確認規程変更認定申請手数料 | | 1件につき <u>2,400円</u> |
| (4)・(4)の2 (略) | | | | |
| (5) 農林水産部関係 | | | | |
| | 対象となる事務 | 名称 | 区分 | 金額 |
| (略) | | | | |
| 8 | 家畜保健衛生所法 | 牛受精 | (1) 過剰排卵処 | 1件につき |

| | | | | |
|---------------|---|---------------|-----------|------------------------|
| | 法律第70号) 第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査 | 請手数料 | | |
| (略) | | | | |
| 54 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査 | 確認規程認定申請手数料 | | 1件につき <u>5,500円</u> |
| 55 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査 | 確認規程変更認定申請手数料 | | 1件につき <u>2,300円</u> |
| (4)・(4)の2 (略) | | | | |
| (5) 農林水産部関係 | | | | |
| | 対象となる事務 | 名称 | 区分 | 金額 |
| (略) | | | | |
| 8 | 家畜保健衛生所法 | 牛受精 | (1) 過剰排卵処 | 1件につき |

| | | | | | | | | | | |
|-----|---|---------|---|------------------|---|---|--------------|------------------|---|-----------------|
| | (昭和25年法律第12号) 第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務 | 卵移植 | 置 | 10,700円 | (昭和25年法律第12号) 第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務 | 卵移植 | 置 | 10,300円 | | |
| | | 手数料 | (2) 受精卵の採取 | 1件につき 12,000円 | | 手数料 | (2) 受精卵の採取 | 1件につき 11,300円 | | |
| | | | (3) 受精卵の凍結保存 | 1件につき 5,600円 | | | (3) 受精卵の凍結保存 | 1件につき 5,500円 | | |
| | | | (略) | | | | | (略) | | |
| (略) | | | | (略) | | | | | | |
| 15 | 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) 第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。) | 家畜検査手数料 | (略) | | 15 | 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) 第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。) | 家畜検査手数料 | (略) | | |
| | | | (9) 牛の伝達性海綿状脳症検査 ア 検査した死亡牛の焼却をしない場合 イ 検査した死亡牛の焼却をする場合 | | | | | 1件につき 6,000円 | (9) 牛の伝達性海綿状脳症検査 ア 検査した死亡牛の焼却をしない場合 イ 検査した死亡牛の焼却をする場合 | 1件につき 4,500円 |
| | | | (10) 豚のオースキー病検査 | | | | | 1件につき 800円 | (10) 豚のオースキー病検査 | 1件につき 750円 |

(略)

(6)～(7) (略)

(8) 選挙管理委員会関係

| | 対象となる事務 | 名 称 | 区 分 | 金 額 |
|---|---|-----------------|-----------------------|---|
| 1 | 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付 | 少額領収書等の写しの交付手数料 | (略) | |
| | | | (2) フロッピーディスクに複写する場合 | フロッピーディスク1枚につき、 <u>90円</u> に少額領収書等の写し1枚ごとに <u>10円</u> を加えた額 |
| | | | (3) シー・ディー・アールに複写する場合 | 1枚につき、 <u>220円</u> に少額領収書等の写し1枚ごとに <u>10円</u> を加えた額 |

(略)

(6)～(7) (略)

(8) 選挙管理委員会関係

| | 対象となる事務 | 名 称 | 区 分 | 金 額 |
|---|---|-----------------|-----------------------|--------------------------------|
| 1 | 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付 | 少額領収書等の写しの交付手数料 | (略) | |
| | | | (2) フロッピーディスクに複写する場合 | フロッピーディスク1枚につき <u>90円</u> |
| | | | (3) シー・ディー・アールに複写する場合 | シー・ディー・アール1枚につき <u>220円</u> |

| | | | | | | | | | |
|---------|-------------------------------------|-----------------|-----------------------|--|---------|-------------------------------------|-----------------|-----------------------|-----------------------------|
| 2 | 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付 | 収支報告書等の写しの交付手数料 | (略) | | 2 | 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付 | 収支報告書等の写しの交付手数料 | (略) | |
| | | | (2) フロッピーディスクに複写する場合 | フロッピーディスク1枚につき、 <u>90円</u> に収支報告書等1枚ごとに <u>10円</u> を加えた額 | | | | (2) フロッピーディスクに複写する場合 | フロッピーディスク1枚につき <u>90円</u> |
| | | | (3) シー・ディー・アールに複写する場合 | シー・ディー・アール1枚につき、 <u>220円</u> に収支報告書等1枚ごとに <u>10円</u> を加えた額 | | | | (3) シー・ディー・アールに複写する場合 | シー・ディー・アール1枚につき <u>220円</u> |
| (9) (略) | | | | | (9) (略) | | | | |

(新潟県大麻取締法施行条例の一部改正)

第12条 新潟県大麻取締法施行条例（平成12年新潟県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (手数料) 第10条 次の各号に掲げる者は、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 法第10条第5項の規定により大麻取扱者名簿の登録事項の変更を届け出る者 <u>3,600円</u> (4) 法第10条第6項の規定により大麻取扱者免許証の再交付を申請する者 <u>3,800円</u> 2～4 (略) | (手数料) 第10条 次の各号に掲げる者は、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 法第10条第5項の規定により大麻取扱者名簿の登録事項の変更を届け出る者 <u>3,400円</u> (4) 法第10条第6項の規定により大麻取扱者免許証の再交付を申請する者 <u>3,600円</u> 2～4 (略) |

(新潟県覚せい剤取締法施行条例の一部改正)

第13条 新潟県覚せい剤取締法施行条例（平成12年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (手数料) 第5条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請に対する審査に係る手数料として、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の再交付の申請（覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者に係るものに限 | (手数料) 第5条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請に対する審査に係る手数料として、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の再交付の申請（覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者に係るものに限 |

| | | | |
|--------------------|---------------|--------------------|---------------|
| る。)をする者 2～5 (略) | <u>3,600円</u> | る。)をする者 2～5 (略) | <u>3,500円</u> |
|--------------------|---------------|--------------------|---------------|

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第14条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成12年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (手数料) 第9条 次の各号に掲げる者は、1件につき、当該各号に定める額の手 数料を納めなければならない。 (1)～(7) (略) (8) 法第10条第1項の規定により免許証の再交付を申請する者 <u>3,600円</u> (9) (略) 2～4 (略) | (手数料) 第9条 次の各号に掲げる者は、1件につき、当該各号に定める額の手 数料を納めなければならない。 (1)～(7) (略) (8) 法第10条第1項の規定により免許証の再交付を申請する者 <u>3,500円</u> (9) (略) 2～4 (略) |

(新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正)

第15条 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例(平成12年新潟県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | |
|---|-----------------|-----------|---|-----------------|-----------|
| 別表(第2条関係) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">手数料を納めなければならない者</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">手 数 料 の 額</td> </tr> </table> | 手数料を納めなければならない者 | 手 数 料 の 額 | 別表(第2条関係) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">手数料を納めなければならない者</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">手 数 料 の 額</td> </tr> </table> | 手数料を納めなければならない者 | 手 数 料 の 額 |
| 手数料を納めなければならない者 | 手 数 料 の 額 | | | | |
| 手数料を納めなければならない者 | 手 数 料 の 額 | | | | |

| | |
|--|---|
| (略) | |
| 4 医薬品（体外診断用医薬品を除く。次項から12の項までにおいて同じ。）、医薬部外品又は化粧品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）に係る法第12条第1項に規定する製造販売業の許可を受けようとする者 (1)～(4) (略) (5) 医薬部外品製造販売業許可（政令第20条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売に係るものに限る。） (6) 化粧品製造販売業許可 | (略) 1件につき <u>59,000円</u> 1件につき <u>59,000円</u> |
| (略) | |
| 6 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第13条第1項に規定する製造業の許可を受けようとする者 (1) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第3号に掲げるものに係る許可 (2)～(11) (略) | 1件につき <u>88,500円</u> (略) |
| 7 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法 | |

| | |
|--|---|
| (略) | |
| 4 医薬品（体外診断用医薬品を除く。次項から12の項までにおいて同じ。）、医薬部外品又は化粧品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）に係る法第12条第1項に規定する製造販売業の許可を受けようとする者 (1)～(4) (略) (5) 医薬部外品製造販売業許可（政令第20条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売に係るものに限る。） (6) 化粧品製造販売業許可 | (略) 1件につき <u>58,500円</u> 1件につき <u>58,500円</u> |
| (略) | |
| 6 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第13条第1項に規定する製造業の許可を受けようとする者 (1) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第3号に掲げるものに係る許可 (2)～(11) (略) | 1件につき <u>88,100円</u> (略) |
| 7 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法 | |

| | | | |
|--|-------------------------|--|-------------------------|
| 第13条第3項に規定する製造業の許可の更新を受けようとする者 | | 第13条第3項に規定する製造業の許可の更新を受けようとする者 | |
| (1) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第3号に掲げるものに係る許可の更新 | 1件につき <u>53,200円</u> | (1) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第3号に掲げるものに係る許可の更新 | 1件につき <u>51,800円</u> |
| (2)～(11) (略) | (略) | (2)～(11) (略) | (略) |
| (略) | | (略) | |
| 10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る同条第6項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 | | 10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る同条第6項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 | |
| (1) 無菌医薬品の製造に係る調査((3)に掲げるものを除く。) | 1件につき <u>74,800円</u> | (1) 無菌医薬品の製造に係る調査((3)に掲げるものを除く。) | 1件につき <u>73,400円</u> |
| (2) 無菌医薬品以外の医薬品の製造に係る調査((3)に掲げるものを除く。) | 1件につき <u>47,800円</u> | (2) 無菌医薬品以外の医薬品の製造に係る調査((3)に掲げるものを除く。) | 1件につき <u>46,800円</u> |
| (3) 医薬品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査 | 1件につき <u>24,200円</u> | (3) 医薬品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査 | 1件につき <u>23,700円</u> |
| (4) 無菌医薬部外品の製造に係る調査((6)に掲げるものを除く。) | 1件につき <u>74,800円</u> | (4) 無菌医薬部外品の製造に係る調査((6)に掲げるものを除く。) | 1件につき <u>73,400円</u> |
| (5) 無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造に係る調査((6)に掲げるものを除く。) | 1件につき <u>47,800円</u> | (5) 無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造に係る調査((6)に掲げるものを除く。) | 1件につき <u>46,800円</u> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| (6) 医薬部外品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査 | 1 件につき <u>24,200円</u> | (6) 医薬部外品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査 | 1 件につき <u>23,700円</u> |
| (7)～(9) (略) | | (7)～(9) (略) | |
| (10) 医薬品又は医薬部外品の試験検査並びに設計及び開発の管理のみを行うものに係る調査 | 1 件につき <u>24,200円</u> | (10) 医薬品又は医薬部外品の試験検査並びに設計及び開発の管理のみを行うものに係る調査 | 1 件につき <u>23,700円</u> |
| 11 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けた者に係る同条第6項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしている者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 | | 11 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けた者に係る同条第6項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしている者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 | |
| (1) 医薬品の製造に係る調査（無菌医薬品の製造に係る調査（(2)に掲げるものを除く。）を含む場合に限る。） | 次に掲げる額を合算した額を <u>157,200円</u> に加算した額 | (1) 医薬品の製造に係る調査（無菌医薬品の製造に係る調査（(2)に掲げるものを除く。）を含む場合に限る。） | 次に掲げる額を合算した額を <u>153,600円</u> に加算した額 |
| | ア・イ (略) | | ア・イ (略) |
| | ウ <u>420円</u> に医薬品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査の品目数を乗じ | | ウ <u>400円</u> に医薬品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査の品目数を乗じ |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | て得た額 | | て得た額 |
| (2) 医薬品の製造に係る調査（包装、表示又は保管のみを行う製造に係る調査のみを受ける場合に限る。） | 420円に調査の品目数を乗じて得た額を <u>59,900円</u> に加算した額 | (2) 医薬品の製造に係る調査（包装、表示又は保管のみを行う製造に係る調査のみを受ける場合に限る。） | <u>400円</u> に調査の品目数を乗じて得た額を <u>57,900円</u> に加算した額 |
| (3) 医薬品の製造に係る調査（(1)及び(2)に規定する場合を除く。） | 次に掲げる額を合算した額を <u>109,400円</u> に加算した額 | (3) 医薬品の製造に係る調査（(1)及び(2)に規定する場合を除く。） | 次に掲げる額を合算した額を <u>106,700円</u> に加算した額 |
| | ア（略） | | ア（略） |
| | イ <u>420円</u> に医薬品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査の品目数を乗じて得た額 | | イ <u>400円</u> に医薬品の製造のうち包装、表示又は保管のみを行うものに係る調査の品目数を乗じて得た額 |
| (4) 医薬部外品の製造に係る調査（無菌医薬部外品の製造に係る調査（(5)に掲げるものを除く。）を含む場合に限る。） | 次に掲げる額を合算した額を <u>157,200円</u> に加算した額 | (4) 医薬部外品の製造に係る調査（無菌医薬部外品の製造に係る調査（(5)に掲げるものを除く。）を含む場合に限る。） | 次に掲げる額を合算した額を <u>153,600円</u> に加算した額 |
| | ア・イ（略） | | ア・イ（略） |
| | ウ <u>420円</u> に医薬部外品の製造の | | ウ <u>400円</u> に医薬部外品の製造の |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | うち包装、表示 又は保管のみを 行うものに係る 調査の品目数を 乗じて得た額 | | うち包装、表示 又は保管のみを 行うものに係る 調査の品目数を 乗じて得た額 |
| (5) 医薬部外品の製造に係る調査（包装、 表示又は保管のみを行う製造に係る調査 のみを受ける場合に限る。） | <u>420円</u> に調査の品 目数を乗じて得た額 を <u>59,900円</u> に加算し た額 | (5) 医薬部外品の製造に係る調査（包装、 表示又は保管のみを行う製造に係る調査 のみを受ける場合に限る。） | <u>400円</u> に調査の品 目数を乗じて得た額 を <u>57,900円</u> に加算し た額 |
| (6) 医薬部外品の製造に係る調査（(4)及 び(5)に規定する場合を除く。） | 次に掲げる額を合 算した額を <u>109,400 円</u> に加算した額 ア （略） イ <u>420円</u> に医薬 部外品の製造の うち包装、表示 又は保管のみを 行うものに係る 調査の品目数を 乗じて得た額 | (6) 医薬部外品の製造に係る調査（(4)及 び(5)に規定する場合を除く。） | 次に掲げる額を合 算した額を <u>106,700 円</u> に加算した額 ア （略） イ <u>400円</u> に医薬 部外品の製造の うち包装、表示 又は保管のみを 行うものに係る 調査の品目数を 乗じて得た額 |
| (略) | | (略) | |
| 12の4 医療機器又は体外診断用医薬品に係 | 1件につき | 12の4 医療機器又は体外診断用医薬品に係 | 1件につき |

| | | | | | |
|---|-------|---------|---|-------|---------|
| る法第23条の2の3第1項に規定する製造業の登録を受けようとする者 | | 39,200円 | る法第23条の2の3第1項に規定する製造業の登録を受けようとする者 | | 38,000円 |
| 12の5 医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第23条の2の3第3項に規定する製造業の登録の更新を受けようとする者 | 1件につき | 29,800円 | 12の5 医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第23条の2の3第3項に規定する製造業の登録の更新を受けようとする者 | 1件につき | 29,000円 |
| (略) | | | (略) | | |
| 25 法第40条の2第5項に規定する医療機器の修理区分の変更又は追加の許可を受けようとする者 | 1件につき | 19,600円 | 25 法第40条の2第5項に規定する医療機器の修理区分の変更又は追加の許可を受けようとする者 | 1件につき | 18,400円 |
| (略) | | | (略) | | |

(新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部改正)

第16条 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例(平成12年新潟県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料) | (自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料) |
| 第9条 (略) | 第9条 (略) |
| 2 法第6条第1項又は第3項(これらの規定を法第7条第2項(法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)に規定する保管場所標章の交付又は再交付を受けようとする者は、1件につき <u>600円</u> の手数料を納めなければならない。 | 2 法第6条第1項又は第3項(これらの規定を法第7条第2項(法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)に規定する保管場所標章の交付又は再交付を受けようとする者は、1件につき <u>500円</u> の手数料を納めなければならない。 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第4項の規定は、令和3年4月1日から施行する。
(新潟県港湾管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の新潟県港湾管理条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。
(新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 令和3年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、第2条の規定による改正後の新潟県病院事業の設置等に関する条例(次項において「新条例」という。)第5条の3第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定の施行の日以後において転入学をした者に係る授業料の額は、新条例第5条の3第1項の規定にかかわらず、当該転入学をした者が属する学年の在学者に係る額と同額とする。
(新潟県立職業能力開発校条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後の新潟県立職業能力開発校条例第18条第1項の規定は、施行日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。
(新潟県少年自然の家条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第5条の規定による改正後の新潟県少年自然の家条例第5条、第5条の2及び別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。
(新潟県立生涯学習推進センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 第8条の規定による改正後の新潟県立生涯学習推進センター条例第5条、別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第32号

新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例

新潟県毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年新潟県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|-----|-------|---|------------------------|------------------|
| (品目管理) 第3条 毒物又は劇物の販売業者（以下「毒物劇物販売業者」という。）は、店舗ごとに帳簿を備え、毒物又は劇物を譲り受け、譲り渡し、若しくは廃棄したとき又は法第17条に規定する事故が生じたときは、その都度、品目ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(3) (略) 2 (略) | | | (品目管理) 第3条 毒物又は劇物の販売業者（以下「毒物劇物販売業者」という。）は、店舗ごとに帳簿を備え、毒物又は劇物を譲り受け、譲り渡し、若しくは廃棄したとき又は法第16条の2に掲げる事故が生じたときは、その都度、品目ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(3) (略) 2 (略) | | |
| 別表（第9条関係） | | | 別表（第9条関係） | | |
| 手数料を納めなければならない者 | 名称 | 手数料の額 | 手数料を納めなければならない者 | 名称 | 手数料の額 |
| 1 法第4条第2項の規定により毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者 | (略) | (略) | 1 法第4条第2項の規定により毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録（政令第36条の7第1項第1号に規定する製剤製造業者等（以下「製剤製造業者等」という。）に係るものに限る。）を受けようとする者 | (略) | (略) |
| 2 法第4条第2項の規定により毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとする者 | (略) | (略) | 2 法第4条第2項の規定により毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録（製剤製造業者等に係るものを除く。）を受けようとする者 | 毒物劇物製造業又は輸入業の登録申請経由手数料 | 1件につき 20,700円 |
| 3 法第4条第3項の規定により毒物又は劇物の製造業 | (略) | (略) | 3 法第4条第3項の規定により毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとする者 | (略) | (略) |
| | | | 4 法第4条第4項の規定により毒物又は劇物の製造業 | (略) | (略) |

| | | | | | |
|---|-----|-----|--|--------------------------|-----------------|
| 又は輸入業の登録の更新を受けようとする者 | | | 又は輸入業の登録 <u>(製剤製造業者等に係るものに限る。)</u> の更新を受けようとする者 | | |
| <u>4</u> 法第4条第3項の規定により毒物又は劇物の販売業の登録の更新を受けようとする者 | (略) | (略) | <u>5</u> 法第4条第4項の規定により毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録 <u>(製剤製造業者等に係るものを除く。)</u> の更新を受けようとする者 | 毒物劇物製造業又は輸入業の登録更新申請經由手数料 | 1件につき 6,800円 |
| <u>5</u> (略) | | | <u>6</u> 法第4条第4項の規定により毒物又は劇物の販売業の登録の更新を受けようとする者 | (略) | (略) |
| <u>6</u> 法第9条第2項において準用する法第4条第2項の規定により毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更を受けようとする者 | (略) | (略) | <u>7</u> (略) | | |
| <u>7</u> (略) | | | <u>8</u> 法第9条第2項において準用する法第4条第2項の規定により毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録 <u>(製剤製造業者等に係るものに限る。)</u> の変更を受けようとする者 | (略) | (略) |
| <u>8</u> (略) | | | <u>9</u> 法第9条第2項において準用する法第4条第2項の規定により毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録 <u>(製剤製造業者等に係るものを除く。)</u> の変更を受けようとする者 | 毒物劇物製造業又は輸入業の登録変更申請經由手数料 | 1件につき 3,200円 |
| <u>9</u> (略) | | | <u>10</u> (略) | | |
| | | | <u>11</u> (略) | | |
| | | | <u>12</u> (略) | | |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県条例第33号

新潟県内水面水産試験場手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、新潟県内水面水産試験場において輸出用の水産動物(こい及び金魚に限る。)が特定の伝染性疾病の病原体を広げるおそれがないことを証する証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けようとする者から、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、証明書1通につき1,600円とする。

(免除)

第3条 知事は、公益上必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(徴収方法)

第4条 手数料は、条例で定める証紙により徴収する。

(不還付)

第5条 既に納めた手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県条例第34号

建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例

建築士法の特例等に関する条例(昭和59年新潟県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|--|---------------------|-------------------------|--|---------------------|-------------------------|
| 別表(第3条関係) | | | 別表(第3条関係) | | |
| 手数料を納めなければならない者 | 名 称 | 手数料の額 | 手数料を納めなければならない者 | 名 称 | 手数料の額 |
| 1 法第4条第3項又は第5項の規定により2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者 | 2級建築士又は木造建築士の免許手数料 | 1件につき <u>24,400円</u> | 1 法第4条第2項又は第3項の規定により2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者 | 2級建築士又は木造建築士の免許手数料 | 1件につき <u>19,300円</u> |
| (略) | | | (略) | | |
| 3 法第13条の規定による2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者 | 2級建築士試験又は木造建築士試験手数料 | 1件につき <u>18,500円</u> | 3 法第13条の規定による2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者 | 2級建築士試験又は木造建築士試験手数料 | 1件につき <u>17,900円</u> |
| (略) | | | (略) | | |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第3項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であって、この条例の施行の日前に同法第13条の規定による2級建築士試験に合格したもの(沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第115号)第100条の規定により2級建築士の免許を受けることができる者を含む。)又は木造建築士試験に合格したものに対する改正後の建築士法の特例等に関する条例別表1の項の規定の適用については、同項中「24,400円」とあるのは、「19,300円」とする。

新潟県条例第35号

新潟県流域下水道事業の設置等に関する条例

(事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び県民の公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、新潟県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、流域下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 流域下水道事業の対象となる流域下水道の名称、処理区及び処理する区域の存する市町村は、新潟県流域下水道条例（昭和55年新潟県条例第10号）第2条に規定する名称、処理区及び処理する区域の存する市町村とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、流域下水道事業の出納その他の会計事務に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 流域下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が1件7,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が500万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 知事は、流域下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(新潟県特別会計条例の一部改正)

2 新潟県特別会計条例（昭和41年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄

中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)～(7) (略) <u>(8)</u> (略) | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)～(7) (略) <u>(8) 新潟県流域下水道事業特別会計</u> <u>(9)</u> (略) |

(新潟県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 新潟県流域下水道事業特別会計の令和元年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

新潟県条例第36号

新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例

新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (特別強化区域の指定) 第17条 暴力団の活動の状況を勘案して、暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある区域として、次に掲げる区域を暴力団排除特別強化区域（以下「特別強化区域」という。）として指定する。 (1)～(22) (略) <u>(23) 長岡市大手通1丁目及び2丁目の区域</u> <u>(24) 長岡市城内町1丁目から3丁目までの区域</u> <u>(25) 長岡市東坂之上町1丁目から3丁目までの区域</u> <u>(26) 長岡市坂之上町1丁目から3丁目までの区域</u> <u>(27) 長岡市殿町1丁目から3丁目までの区域</u> 第24条 (略) <u>2 前項第2号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。</u> | (特別強化区域の指定) 第17条 暴力団の活動の状況を勘案して、暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある区域として、次に掲げる区域を暴力団排除特別強化区域（以下「特別強化区域」という。）として指定する。 (1)～(22) (略) 第24条 (略) |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第24条第2項の規定は、この条例の施行前にした行為についてこの条例の施行後に自首した者についても、適用する。